平成２１年（フ）第７０９号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘３丁目10番地３　チェリーハイツⅠ101号
債務者　川瀬　辰男
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２５０号
沖縄県浦添市仲間２丁目15番６号　長嶺アパート202号
債務者　知花　廣子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１４８９号
仙台市若林区大和町３丁目17番16号
債務者　佐藤　博之
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５４９号
仙台市泉区紫山２丁目22番地の６
債務者　田中みつ子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５０号
仙台市宮城野区新田４丁目21番15―205号
債務者　武山　里香
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５２号
仙台市若林区大和町３丁目９番13号　ジュンハイツ大和Ⅱ―205
債務者　三村　陽子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６１号
宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山３丁目８番31―212号　県営アパート212号
債務者　高田由喜子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４４５号
埼玉県比企郡小川町みどりが丘４丁目23番地１　県営住宅１―202号
債務者　栗島　広美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４６９号
埼玉県比企郡小川町大字大塚500番地11
債務者　市川弥寿子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４７１号
埼玉県熊谷市拾六間783番地17　アリス熊谷第一105
債務者　山田　政文
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４７２号
埼玉県羽生市大字羽生1230番地１　セレノ・カーサ104
債務者　佐藤　久美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４８１号
埼玉県熊谷市村岡224　センターハイツ小林Ａ棟103号室、住民票上の住所埼玉県熊谷市榎町257番地
債務者　小川　和夫
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２４６号
富山県高岡市北島62番地２
債務者　笹島　泰子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第４５８号
福井県あわら市二面第44号26番地３
債務者　石田　規之
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１９号
長野県上田市蒼久保1162番地２
債務者　村上　真理
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第８６号
長野県上伊那郡南箕輪村3470番地１
債務者　吉澤　章喜
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第８７号
長野県上伊那郡南箕輪村3470番地１
債務者　吉澤　純代
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第８９号
長野県伊那市高遠町西高遠670番地１
債務者　福原　一也
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　長野地方裁判所伊那支部